





札幌四番街商店街振興組合と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協

定書

(第 180020 号)

札幌四番街商店街振興組合 と 札幌市は、「安全・安心 な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保 と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協 働して取り組みます。

札幌四番街商店街振興組合は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

▲基本項目▼

■施設等の衛生管理

2 商品の品質管理

3 従業者等の衛生管理

4 問題発生時の危機管理

5 11~4以外の食の安全・安心に関する事項

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成30年8月30日

札幌四番街商店街振興組合 理事長 札幌市 市 長

廣川 雄一

秋元 克広

私たちのマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を 自ら定め、実行します。

私たち「札幌四番街商店街」は、"北海道札幌のど真ん中、 北海道最大級の商店街"として、

- ●札幌市民から国内外の観光客まで、グルメやショッピングを思いっきり楽しんでいただけるよう、加盟店一同、食の安全・安心に取り組みます。
- ●"四番街まつり"では、衛生管理を徹底し、お客様に"安全・安心な北の食"を実感していただきます。
- ●街が縁日になる"四番街まつり"など、まちのにぎわい をつくり、"食と観光のまち・さっぽろ"の魅力を発信し ます。
- ●これらの取組を通じて、おもてなしの気持ちいっぱいにお客様をお迎えし、"笑顔になれる街・さっぽろ"、 "安全・安心な食のまち・さっぽろ"を目指します。

